明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務一）　一
○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（同一一）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、特定計量器型式承認関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　九

省　令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十六日

総務大臣　新藤　義孝

接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（接続料規則の一部改正）

第一条　接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）の項設備区分の欄を次のように改める。

主配線盤	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
光ケーブル成端架	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
加入系光ケーブル	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系電柱	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系中口系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系共同溝	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系とう道	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの

○　○　△